

令和7年12月1日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合

業務課 052-211-2439 ダイヤル・イン

<https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることによる
「自己負担軽減額」のお知らせについて

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記件について、令和7年6月から8月診療分の3か月間で、
①65歳以上75歳未満の方で先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることにより、3か月間で自己負担額が900円以上軽減される見込みのある方々、②65歳未満の方で先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることにより3か月間で自己負担額が1,500円以上軽減される見込みのある方々を対象に12月3日頃、ダイレクトメールによりお知らせをする準備を進めております。

当組合では、事業主様を始め皆様方から納付していただきました大切な保険料から支払う医療費を少しでも軽減するために、ジェネリック医薬品の使用並びに普及をはかって参りたいと考えております。

何卒、ご理解のうえ、被保険者並びにご家族の皆様方にご周知くださいますようお願い申し上げます。